

「出産応援給付金」を支給します！

妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担を軽減するため、「出産応援給付金」を支給します。
給付金の支給を受けるためには**申請が必要**です。 ※経産婦も対象です。

対象者

伊豆の国市に住民登録があり、次の①～③のすべてに当てはまる人

- ①令和5年2月1日以降に妊娠の届出をした妊婦
- ②妊娠の届出時に伊豆の国市にて面談を受けた妊婦
- ③他の自治体から同様の給付金（現金やクーポンなど）の支給を受けていない妊婦

支給額

※令和4年4月1日～令和5年1月31日の間に妊娠届出を伊豆の国市へ提出された方につきましては、対象者宛に随時ご案内を送付します。

5万円（現金） ※多胎妊婦の場合も5万円の支給となります。

出産までの流れ

- 1 伊豆の国市で妊娠の届出をし、妊婦さん本人と面談を実施します。
- 2 その場で、申請手続きを行います。必要書類を必ず持参してください。
必要書類
 - 妊娠届出書
 - 申請者（妊婦）の本人確認ができるものの写し
（マイナンバーカード、運転免許証など）
 - 申請者（妊婦）の振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し
 - 印鑑
- 3 申請後、1～2か月で指定口座へ振り込みます。
 - ◆支給が決定した際には、書面で通知します。
- 4 妊娠7～8か月頃、アンケートを送付します。
 - ◆アンケートの回答をし、同封の返信用封筒に入れ、健康づくり課へ返信してください。
 - ◆希望に応じ、面談を実施します。
- 5 出産
※子育て応援給付金については、赤ちゃん訪問の際にご案内させていただきます。

相談等あればお気軽にご相談ください。

オンラインで相談も受付しています。

【QRコード】



お問い合わせ先

健康づくり課母子保健係
（韮山福祉・保健センター内）
平日／午前8時30分～午後5時15分

TEL 055-949-6820

FAX 055-949-7177

よくある質問

Q 所得制限はありますか？

A 所得制限はありません。

Q 双子を妊娠しました。
出産応援給付金として10万円受け取ることが出来ますか？

A 出産応援給付金については、多胎妊婦の場合も5万円の支給となります。
なお、出産後に支給する子育て応援給付金は、5万円×出生児童数を支給します。

Q 出産応援給付金の振込口座を、夫名義とすることは可能ですか？

A 申請者（妊娠届出時の面談を受けた妊婦）名義の口座への振込が原則です。
やむを得ず、別の方の口座への振込を希望する場合は、健康づくり課へ問い合わせてください。

Q 流産・死産となった場合も対象ですか？

A 妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、出産応援給付金の対象となります。

Q DV（ドメスティックバイオレンス）などにより、やむを得ず、住民票を元の住居地から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合、住民票のある市町村・避難先の市町村のどちらへ出産応援給付金の申請をすればよいですか？

A 避難先の市町村で面談を受けた場合は、当該避難先の市町村に申請することができます。

Q 伊豆の国市で妊娠届出時の面談を受け、その後、他の市町村へ転出する予定です。出産応援給付金は伊豆の国市と転出先のどちらに申請しますか？

A 伊豆の国市・転出先の市町村のどちらに申請いただいても構いません。
ただし、転出先の市町村へ申請する場合は、当該市町村で改めて面談をしていただく必要があります。なお、伊豆の国市・転出先の市町村の両方から支給を受けることはできませんのでご注意ください。